

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 28 日 (火) 第 399 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (青少年男女共同参画課取扱い) 3

規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第11号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則 (平成 6 年鹿児島県規則第 66 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (2) の表中

「	スタディスキルズ	2			
	コミュニケーション概論	2			
	英語学概論	2			を
	英文学概論	2			
	比較文化			2	」
「	English Skills A	2			
	English Skills B	2			に,
	English Skills C	2			」
「	英語コミュニケーション演習 I	1			
	英語コミュニケーション演習 II	1			
	英語コミュニケーション演習 III	1			を
	通訳入門 I			1	
	通訳入門 II			1	
	(英語学科目)				」
「	英語コミュニケーション演習 I			1	
	英語コミュニケーション演習 II			1	
	コミュニケーション概論			2	に,
	(英語学科目)				
	英語学概論			2	」
「	講読演習 I			◆ 1	

基礎演習 I 英語学演習 (英米文学科目) 英文学史 米文学史	2 2	□ 1 ☆ 1	を
Second Language Acquisition (英米文学科目) 英文学概論 英文学史 米文学史		2 2 2 2	に,
講読演習 II 基礎演習 II 英米文学演習 (比較文化科目)		◆ 1 □ 1 ☆ 1	を
(比較文化科目) 比較文化		2	に,
ヨーロッパ事情 講読演習 III 基礎演習 III 比較文化演習		2 ◆ 1 □ 1 ☆ 1	を
ヨーロッパ事情		2	に,
(卒業研究)			を
(演習科目) 演習 I 演習 II	2 2		に,

「1 教養科目について

- (1) 人文, 社会, 自然及び総合の 4 分野のうち, 2 分野以上から計 4 科目 8 単位以上を修得すること。
- (2) 総合の★印科目の修得単位数は, 2 科目を合計して 4 単位を上限とする。
- (3) 外国語科目の△印科目中 2 科目を選択必修すること。ただし, 当該科目は, 同一外国語に係るものに限る。

2 専門科目について

- (1) 専攻専門科目の◆印科目中 1 科目を選択必修すること。
- (2) 専攻専門科目の□印科目中 1 科目以上を選択必修すること。
- (3) 専攻専門科目の☆印科目中 1 科目を選択必修すること。

「教養科目について

- (1) 人文, 社会, 自然及び総合の 4 分野のうち, 2 分野以上から計 4 科目 8 単位以上を修得すること。

- (2) 総合の★印科目の修得単位数は、2科目を合計して4 に改め、別表第1の2(2)の表中単位を上限とする。
- (3) 外国語科目の△印科目中2科目を選択必修すること。
ただし、当該科目は、同一外国語に係るものに限る。」

生物の科学	2	を
生物の科学	2	に改める。
化学の世界	2	

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第12号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表中表の部分を次のように改める。

種 別	品 名	単 位	使用料	備 考
	能舞台	1 式	円 6,640	
	所作台	1 式	5,810	
	仮設鳥屋囲（揚幕付）	1 台	210	
	松羽目	1 台	960	
	竹羽目	1 台	1,390	
	平台	1 枚	160	
	開き足	1 式	160	
	箱足	1 式	160	

木台	1 式	160	
け込み	1 式	160	
演台	1 台	520	
司会者台	1 台	350	
金びょうぶ	1 双	1,180	
鳥の子びょうぶ	1 双	1,180	
木支木	1 台	20	
金支木	1 台	20	
人形立	1 台	20	
移動式姿見	1 台	50	
ひ毛せん	1 枚	180	
座布団	1 枚	80	
プログラムスタンド	1 台	50	
バレエ用シート	1 枚	100	
上敷	1 枚	160	
地がすり	1 枚	870	

舞台大小道具	紗幕	1 張	870	
	振落としパイプ	1 台	730	
	雪籠	1 台	50	
	式次第兼用黒板	1 台	50	
	ドライアイスマシン	1 台	870	
	スモークジェットファン	1 台	870	
	客席内移動卓台	1 台	100	
	指揮者台	1 台	290	
	指揮者用譜面台	1 台	100	
	演奏者用譜面台	1 台	50	
	譜面灯	1 台	20	
	演奏者用椅子	1 脚	50	
	コントラバス演奏者用椅子	1 脚	50	
	一畳台	1 台	100	
	一畳台掛け	1 台	100	
角台	1 台	50		
四本柱	1 台	50		

	太鼓焙じ台 ^{ほう}	1 台	50	
	電熱器	1 台	20	
	見台	1 台	50	
	拍子盤	1 台	50	
	面台	1 台	100	
	葛桶 ^{かづらおけ}	1 台	310	
	床几 ^ぎ	1 台	50	
	頭晒台 ^{さらし}	1 台	50	
	髪晒台 ^{さらし}	1 台	50	
	衣桁掛け ^{しろう}	1 台	310	
	紅段・無紅段	1 式	100	
	めくり台	1 台	100	
楽 器	グランドピアノ (A)	1 台	10,820	調律費は, 含まない。
	グランドピアノ (B)	1 台	3,540	調律費は, 含まない。
	アップライトピアノ	1 台	540	調律費は, 含まない。
	マリンバ	1 台	1,180	
	ドラムセット	1 式	310	

		ギターアンプ	1台	100	
		ベースアンプ	1台	100	
		キーボードシンセサイザー	1台	100	
		ミキサー	1式	160	
舞台 照明 器具	県民 ホール	ボーダーライト	1列	870	
		サスペンションライト	1列	1,530	
		アッパーホリゾンライト	1組	870	
		プロセニアムライト	1列	1,530	
		トーマンタルタワーライト	1組	870	
		ローアホリゾンライト	1組	730	
		フットライト	1式	750	
		花道フットライト	1式	350	
		フロントサイドスポットライト	1組	870	
		フロントサイドスポットライト（能舞台用）	1式	350	
		シーリングスポットライト	1式	1,760	
		シーリングスポットライト（能舞台用）	1式	350	

		センターピンスポットライト	1 台	1,180	
		メタルハイライドピンスポットライト	1 台	430	
		サイドタワーライト	1 組	870	
	大ホール	照明フライダクト	1 列	1,530	
		ローアーホリゾンライト	1 式	490	
	中ホール	サスペンションライト	1 列	1,530	
		フロントサイドスポットライト	1 組	870	
		センターピンスポットライト	1 台	640	
	音響関係器具	吊りマイク装置	1 式	1,750	
カセットデッキ		1 台	870		
MDレコーダー		1 台	870		
CDプレーヤー		1 台	870		
映像関係器具	16ミリ映写機	1 式	3,570		
	オーバーヘッドカメラ	1 式	1,530		
	液晶プロジェクター	1 台	2,100		
	スクリーン	1 張	1,530		
	VTR	1 式	2,120		

	DVDプレーヤー	1 式	2,120	
通信関係器具	モバイルルータ	1 式	360	
陶 芸 窯	素焼き	1 式	970	
	本焼き	1 式	1,400	

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。